

令和7年度犬山市地域公共交通会議委員名簿

R7.5.23現在

(敬称略・順不同)

番号	職 名	役職等	氏 名	選 任 根 拠			
				犬山市地域公共交通会議 規則 第2条	道路運送法施行規則 第9条の3	◎:必須 ○:任意	活性化法※ 第6条
1	中部大学 工学部 都市建設工学科	教授	磯部 友彦	(9) その他市長が必要と認める者	2-2 運営上必要と認められる者	○	2-3 学識経験者
2	犬山市町会長会連合会	－	今枝 稔幸	(3) 市民を代表する者	1-3 住民又は旅客	◎	2-3 利用者
3	犬山市老人クラブ連合会	副会長	長尾 寛二	(3) 市民を代表する者	1-3 住民又は旅客	◎	2-3 利用者
4	犬山市交通婦人会	副会長	宮川 弘子	(3) 市民を代表する者	1-3 住民又は旅客	◎	2-3 利用者
5	公益社団法人愛知県バス協会	専務理事	小林 裕之	(2) 一般旅客自動車運送業者及び その組織する団体を代表する者	2-2 運営上必要と認められる者	○	2-2 関係する公共交通事業者等
6	あおい交通株式会社	代表取締役	松浦 秀則	(2) 一般旅客自動車運送業者及び その組織する団体を代表する者	1-2 一般乗合旅客自動車運送事業者	◎	2-2 関係する公共交通事業者等
7	あおい交通株式会社 労働組合	組合代表者	坂井田 成広	(5) 一般旅客自動車運送事業者の道路運送法第 2条第8項に規定する事業用自動車の運転 者が組織する団体を代表する者	1-5 一般旅客自動車運送事業者の事業 用自動車の運転者が組織する団体	◎	2-3 必要と認める者
8	愛知県タクシー協会	副会長	若林 亨修	(2) 一般旅客自動車運送業者及び その組織する団体を代表する者	2-2 運営上必要と認められる者	○	2-2 関係する公共交通事業者等
9	名古屋鉄道株式会社 地域活性化推進本部 地域連携部	課長	高井 勇輔	(2) 一般旅客自動車運送業者及び その組織する団体を代表する者	2-2 運営上必要と認められる者	○	2-2 関係する公共交通事業者等
10	岐阜乗合自動車株式会社	課長	宮部 敬輔	(2) 一般旅客自動車運送業者及び その組織する団体を代表する者	2-2 運営上必要と認められる者	○	2-2 関係する公共交通事業者等
11	国土交通省 中部運輸局 愛知運輸支局	首席運輸企画専門官	原田 光一郎	(4) 国土交通省中部運輸局長又は その指名する者	1-4 地方運輸局長	◎	2-3 必要と認める者
12	愛知県 都市・交通局 交通対策課	担当課長	石屋 義道	(9) その他市長が必要と認める者	2-2 運営上必要と認められる者	○	2-3 必要と認める者
13	愛知県警察 犬山警察署 交通課	課長	佐々木 信祐	(8) 愛知県警察犬山警察署を代 表する者	2-1-ロ 都道府県警察	○	2-3 公安委員会
14	愛知県一宮建設事務所 維持管理課	課長	藤原 英智	(6) 愛知県道路管理者	2-1-イ 道路管理者	○	2-2 道路管理者
15	社会医療法人志聖会総合犬山中央病院 事務局	次長	安藤 裕文	(9) その他市長が必要と認める者	2-2 運営上必要と認められる者	○	2-3 必要と認める者
16	犬山市 市民部	部長	舟橋 正人	(1) 市長又はその指名する職員	1-1 地方公共団体の長	◎	2-1 計画を作成する地方公共 団体
17	犬山市 都市整備部 土木管理課	課長	吉田 昌義	(7) 犬山市道路管理者	2-1-イ 道路管理者	○	2-2 道路管理者
18	犬山市 都市整備部 都市計画課	課長	高木 誠太	(9) その他市長が必要と認める者	2-2 運営上必要と認められる者	○	2-3 必要と認める者
19	犬山市 健康福祉部 高齢者支援課	課長	粥川 仁也	(9) その他市長が必要と認める者	2-2 運営上必要と認められる者	○	2-3 必要と認める者

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律